

様式 1

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等使用許諾申請書

令和 3 年 4 月 1 日

愛媛県知事 宛

(申請者)

住所	〒790-〇〇〇〇 愛媛県一番町 1 丁目〇番〇号		
企業・団体等名	株式会社県庁商事		
代表者名	代表取締役社長 愛媛 太郎		
担当者名	営業部 伊予 愛子		
電話番号	089-912-〇〇〇〇	F A X	089-912-〇〇〇〇
メール	ehime01@〇〇.co.jp		

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、裏面の附帯事項を承諾します。

使用目的	(例) 社内研修会資料への掲載、イベント広報啓発のため使用、ホームページのトップページでのみきゃんの P R 等		
使用区分	<input type="checkbox"/> 商品 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
作成物	(例) 社内研修会資料、チラシ、ホームページのトップページ 等		
作成物を販売する場所を記入してください。	令和 3 年 5 月 1 日～令和 4 年 4 月 30 日		
使用・頒布等の場所	(例) 県内各店舗、県内小売店、道の駅		
価格※1	100 円		
作成物の製造価格を記入してください。	1000 個 (部)		
可否	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可		
その他			

※1 商品の場合は小売価格 (消費税及び地方消費税を含まない。)、景品及び広製造価格を記入。

使用要綱第 6 条第 1 項各号に該当しないことを誓約します。

第 6 条 第 5 条第 1 項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を許諾

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規

団及び同条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号) 第 2 条 (同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。) に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律 (昭和 5 1 年法律第 5 7 号) 第 3 3 条に規定する連鎖販売取引を行う者

審査には、申請書受付後 2 週間程度の日数がかかります。申請書の受付日と使用期間の開始日が近い場合、使用期間は許諾日からの開始に変更することがあります。試用期間は最長 2 年です。

#### 【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

#### 【附帯事項】

- (1) 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん」、「愛媛県 ダークみきゃん」、「愛媛県 こみきゃん」又は「愛媛県 こダークみきゃん」と標記を付すること。
- (5) 原則として、みきゃん等の近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で県に提出すること。
- (9) 愛媛県からみきゃん等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。